

支援制度(案)の内容

	支援策	支援内容 1	支援内容 2	対象者
①	支援金の支給 (第7条～第10条関係)	犯罪被害により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者に対し、支援金を支給。	・遺族支援金30万円 ・重傷病支援金10万円	・特定犯罪被害者 ・特定犯罪被害者の遺族である市民
②	<新設> 家事援助に要する費用の助成 (第11条関係)	犯罪被害に係る警察及び司法関係の手続き等に出頭又は参加、弁護士等との打ち合わせ、被害に伴う病院等に通院などのために、家事援助に係るヘルパーを利用した場合、その費用を助成。	上限2,500円/時間 合計25時間まで	
③	<新設> 一時保育に要する費用の助成 (第11条関係)	犯罪被害に係る警察及び司法関係の手続き等に出頭又は参加、弁護士等との打ち合わせ、被害に伴う病院等に通院などのために、その監護する児童のために一時預かり保育を利用した場合、その費用を助成。	上限2,800円/回 合計5回まで	・特定犯罪被害者の遺族で、特定犯罪被害者と同居していた市民  ・特定犯罪被害者
④	<新設> 家賃助成 (第12条関係)	犯罪被害を受けたことにより、従前の住居に居住することが困難となったと認められる者が転居し、新たに賃貸住宅に入居する場合、その費用を助成。	家賃月額1/2 上限30,000円/月 合計6か月まで	・特定犯罪被害者の配偶者又は扶養義務者で、特定犯罪被害者と同居していた市民
⑤	<新設> 転居費用助成 (第12条関係)	犯罪被害を受けたことにより、従前の住居に居住することが困難となったと認められる者が、新たな住居に転居した場合、その費用を助成。	上限200,000円(合計) 合計2回まで	
⑥	<新設> 市営住宅入居等の配慮(第12条関係)	犯罪被害を受けたことにより、従前の住居に居住することが困難となったと認められる者が、市営住宅への入居等を希望される場合の配慮。 ※法令等の要件あり	・目的外使用(1年未満) ・入居公募時における優先取扱い	
⑦	<新設> 精神的な被害からの回復に向けた支援 (第13条関係)	犯罪被害により受けた精神的被害からの回復のため、臨床心理士等によるカウンセリングを受けた場合、その費用を助成。	上限5,000円/回 合計5回まで	犯罪被害者等 ※対象要件あり
⑧	相談の実施 (第6条関係)	犯罪被害に遭われた方からの悩みや生活の問題、住まいの問題、心の問題などに対する相談を実施。	・犯罪被害相談員による相談は、第2・第4木曜日の午前(予約制) ・職員による相談は、随時	犯罪被害者等

※国外犯罪被害について・・・支援対象に拡大(平成28年11月に施行された国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律に準じて支援の対象を拡大)⇒規則で規定

<申請(助成)期間>

- ①・・・犯罪被害の発生を知った日から2年、又は、犯罪被害が発生した日から7年
- ②、③、⑦・・・犯罪被害が発生した日から3年
- ④、⑤、⑥・・・犯罪被害が発生した日から5年

<上記表の対象者について(名称は仮称)>

特定犯罪被害者・・・犯罪(人の生命又は身体を害する罪に当たる行為。国外犯罪は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律に準ずる。)により、重傷病(医師の診断により全治1月以上の加療を要するもの)若しくは障害(国外犯罪弔慰金の支給に関する法律に規定する障害)を負った者又は死亡した者で、当該犯罪を受けた時に市民であったもの

犯罪被害者等・・・犯罪(上記と同じ)により被害を被った者及びその家族又は遺族で、当該犯罪を受けた時に市民であったもの